

第7回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場  
生活環境影響調査評価委員会

議 事 録

日 時：平成21年11月6日（金曜日）

午後3時から午後5時20分まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

## 1 開会

司会 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから第7回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

## 2 あいさつ

司会 開会に当たりまして、県環境生活部部長、今野よりごあいさつ申し上げます。

環境生活部長 環境生活部長、今野でございます。

本日は第7回目のこの評価委員会にご出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

雨水浸透防止対策工事を昨年度まで実施させていただきまして、今年度からは工事後の環境モニタリングを実施させていただいているところでございます。処分場の状況を正確に把握する、そして適切に維持管理をしていく上で、この環境モニタリングをしっかりと実施をさせていただきたいと考えておりますが、本日の委員会では平成21年度の上半期に実施いたしました環境影響調査につきまして、皆様からご助言をいただきながらまとめました生活環境影響調査報告書の案と、それから工事後モニタリング計画に係る調査項目の追加についてご審議をお願いしたいと考えております。

どうか忌憚のないご意見をいただきながら、よろしくご審議を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 それでは、本日ご出席の委員をご紹介したいと思います。

須藤委員長でございます。

須藤委員長 須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 細見副委員長でございます。

細見副委員長 細見でございます。よろしくお願いいたします。

司会 藤巻副委員長でございます。

藤巻副委員長 藤巻です。よろしくお願いいたします。

司会 岡田委員でございます。

岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いいたします。

司会 風間委員でございます。

風間委員 風間です。よろしくお願いいたします。

司会 佐藤委員でございます。

佐藤委員 佐藤です。

司会 澤野委員でございます。

澤野委員 澤野です。よろしくお願いします。

司会 井上委員におかれましては、間もなく到着するということでございます。

次に、事務局の方を紹介をさせていただきます。

今野部長でございます。

今野環境生活部長 今野でございます。よろしくお願いいたします。

司会 横山次長でございます。

横山 横山です。よろしくお願いします。

司会 大内室長でございます。

大内 大内でございます。

司会 本委員会は10名の委員により構成されておりますが、本日は8名の委員のご出席の予定で、現在7名ご出席をいただいているところでございます。当評価委員会条例第4条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上のご出席により本日の会議が成立していることをご報告いたします。

次に、議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。

上の方から順番に、本日の評価委員会次第でございます。それから、委員名簿、座席表、諮問事項に係る資料といたしまして諮問事項1、生活環境影響調査報告書案、それからその概要版、諮問事項2ということで工事後モニタリング計画に係る調査項目の追加について、さらに報告事項としまして地下水位の変動に関する調査についての資料を配付させていただいております。また、処分場の現状（データ編）をそれぞれ配布させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、このデータ編につきましては次回以降も使用させていただくということで、恐縮でございますがお持ち帰りならないようお願いいたします。

以上、資料の方ご確認をお願いいたします。よろしゅうございますか。

### 3. 議 事

#### (1) 審議事項

生活環境影響調査報告書（案）について

工事後モニタリング計画に係る調査項目の追加について

司会 それでは、議事に入ります。

議事につきましては、条例第4条第1項の規定により委員長が進めることとなっておりますので、須藤委員長、よろしくお願いします。

○須藤委員長 かしこまりました。それでは、一言ごあいさつを申し上げた後、議事進行に移らせていただきます。大変本日はご多用の中を第7回の評価委員会にご出席をいただきましてまことにどうもありがとうございます。委員のほかにたくさんの傍聴人もおいでいただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

竹の内の産廃処分場につきましては、先ほど今野部長からお話ございましたように、本年度から対策工事後の環境モニタリングが実施されているところでございます。モニタリングの結果を各専門の分野から検証いたしまして評価することが、処分場の維持管理をする上でとても大切なことだということはご承知のとおりでございます。

本日の委員会では二つの議題を用意しております。生活環境影響調査報告書案についてと、それから工事後モニタリング計画に係る調査項目の追加についてということで委員の先生方からご審議をいただきたいと思っております。委員の皆様には大変恐縮ではございますが、専門的見地から忌憚のないご意見をいただき、所期の目的を達成するようご審議をお願い申しあげまして、これをもってあいさつといたします。続いて議事に入りたいと思っておりますが、議題は先ほどご紹介したとおりでございまして、報告事項については、地下水位の変動に関する調査についてということが次第に載っております。

まず、本来の議事に入ります前に、佐藤委員を通して4名の傍聴人から発言の申し出がございました。これから審議に入りますので、あらかじめ傍聴人の発言を認めたいと委員長としては考えております。1人3分以内程度でご発言を求めてよろしゅうございましょうか。よろしゅうございますか。（「異議なし」の声あり）

それでは、委員の皆様から特にご反対がございませんので、4人の名簿を私が事前にいただいております。これは順不同だとは思いますが、私がいただいたメモの順番に従って私の方から指名をさせていただきたいと思っております。順番は、鈴木健一さん、大内敬子さん、岡久さん、佐藤年夫さんの順で、まず鈴木さんからお願いを申し上げます。

鈴木 鈴木でございます。早速でございますけれども、発言させていただきます。

この資料を見ますと、私は一番最後のバイオモニタリングのところについて意見を述べさせていただきますというふうに思っております。

バイオモニタリングの一番最後のページにありますけれども、岩淵堰の上流と下流で採取し

たということでございますけれども、この中でなぜ産廃排水そのものについて採取しなかったのかということでございます。これは環境影響調査ということで周辺の水質を見るんだという理由でこのようにしたのかなというふうには思うんですけれども、しかし、現実的には産廃排水を直接くみ上げて田んぼにポンプで取水しているというところもございますし、それについては直接産廃排水が利用されているということでございますので、当然産廃排水を直接この排水の部分についてもやはり採取をして検査をする必要があるというふうに思われます。

実は、私も仙台市水道局のOBでございますけれども、水質関係についてもそれなりに実はノウハウがございました。そんなことで、是非この例えば浄水場、水道は違うにしても、浄水場においても、例えば茂庭浄水場であれば釜房ダムの原水を直接バイオをやっていますし、あるいはまた、今は富田浄水場というのは取水をされておりませんが、名取川そのものの水でバイオをやっていました。

したがって、原水そのものをやるということは極めて当然のことでありまして、それが原則ではないかというふうに思うんです。この何か堰の上流と下流で何か同じであったのが、6月の時点の調査ではこういうことで、攪拌されたものを調査してもそうすると余りこれは、調べるのは構わないけれども、原水そのものについては是非これはやるべきだというふうなことでよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

先ほども言いましたけれども、直接ポンプアップしている、処分場から出てきた水を直接取水している田んぼがありますので、その米は当然供出されまして皆さんの口に入るかもしれないという非常に危険な状態にありますので、是非ここは強く強調しておきたい。バイオマスについて、生物検定については原水をやるというのは原則ですから、是非ここは要望しておきます。

次に、廃棄物等の温度、これもちょっと今日の資料に出ていました。30度を超える温度のところもございます。まだまだ化学反応が続いているというふうに考えられます。したがって、今後ともガス、あるいはまた水関係においてさまざまな有害物質が出てくるということは当然考えられるところでございます。この覆土のままでいけば相当の年数だというふうに言われておりますけれども、危険も相当のものはらんでいるのではないかというふうに思っております。

ですから、実は前に私も主張してまいりましたけれども、バイオについては例えばバイオ池とか水槽、そういったものをつくって、やはり小魚を飼っていくと。今後はそういったことがやはり長期的に考えれば当然必要ではないかというふうに思うんです。そのバイオ池に監視力

メラを設けるとか、あるいはまたセンサーをつけるとかという、常時監視をしていくという体制がやはり必要だし、することでもって安全というものが確保されれば住民も安心できるんじゃないかというふうに思うんです。

したがって、ここは是非今後とも、たかが試験管の中で、この間は試験管の中でやりましたけれども、それも別に私は有効なことだと思うんですけれども、実際に現場において是非このバイオ池あるいはまた水槽を設置して監視を続けると、このことは最も大切ではないかというふうに思いますので、この辺については是非検討をお願いしたいというふうに思います。

須藤委員長　　どうも鈴木さん、適切にご発言いただきまして、ありがとうございました。

それでは、続いて大内さん、お願いします。

大内　大内です。きょうはどうもご苦労さまでございます。

私はいろいろな、余り検査とかはわからないです。はっきり言って。ですけれども、まず一番お願いしたいのは早く安全・安心な生活ができるような、そういう体制をとってもらいたいなとは思っております。というのは、住民のみんな思っているのは、毎月いろいろな書類が来るんですけれども、検査結果、何だ、こんなものだったらどうせわざと環境基準以下だと言うための検査をしているんでないか、そんな話なんです。そして、みんな臭いがするのに何で化学、出ないと言うんだらう、そんなふうな話をしています。

ですから、安心した生活、人が感じるんだから機械も感ずるのかなと思ったって、それは全然感じていないような、そういう統計に検査の結果がなっています。ですから、安心できる生活環境を早くつくってもらいたいと思います。まして、今新型インフルエンザで警戒体制とかいろいろ言われています。体の弱い人、それから気管支ぜんそくとかになっている人、その人たちは新型インフルエンザになったらどうするんだらうと私は本当に心配です。もしできることなら、あそこの住民たちに、予防接種ありますよね、そんなところも実施していただけたらなと。

私はそういう風邪は余り引かないで元気でいますからいいですけれども、もうゲホゲホしている人いっぱいいます。ですから、そういう生活を身近に感じてもらいたいなと。幾ら審査したって健康を害してしまったら何もなりません。検査、検査、検査とこの結果が出ていますけれども、そうでなくて、みんなの生活に密着した、そういう指導というのか、見守ってもらいたいというのか、そんなふうをお願いしたいと思うんです。

学者の先生方はいろいろな面で詳しくわかっていると思います。みんな素人です。何もわからないんです。具合が悪くなって初めて、ああ、私はお医者さんに行った、それから近所の人

たちは角田先生、先生頼んでいろいろ教えていただいている、その先生のところに大分通っている人がおります。ですから、その人たちだってどうするんだろうと、わざわざあの多賀城まで行っているんです。地元ではちょっと心もとないというのか、そういうことなんで。ですから、その辺も何とか考えてもらいたい。県の方々はやはりまさかあそこの住民を見殺しにするわけではないだろうと思うんです。それで、その生活に困ったその環境をよく考えていただきたいなど、そんなふうに思います。よろしく願いいたします。

須藤委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、続いて岡さん、お願いいたします。

岡　竹の内産廃処分場の水と環境を守る会の事務局長をやっている岡です。二、三、質問と意見を言いたいと思います。

私は、主に処分場の中に溜まっている水、滞留水といいますか、その問題でちょっと質問しておきたいと思います。あの処分場には、あそこは8.7ヘクタールということですがけれども、あそこに103万立方メートルのごみが埋められていると。一時はもう皆さんご存じようになり硫化水素とか、それからいろいろな有害物質が出ていたということは現実の問題です。

そういうことで、一番先に感じたのが、住民は果たしてこれで大丈夫なのかなという感じを今でも持っているんです。問題は、覆土をして側溝を掘った、そして、県の方の説明だとあそこに溜まっている水の上下が余り変動しないようにするのが目的だというような言い方をしていたんですけれども、でも、この今いただいたものをちらっと見ただけでもそんなにきちっと落ち着いてはいないような上下ではないかなと。したがって、上下することによってやはりガスの発生もするだろうし、それが化学変化が起こるんじゃないかなというふうに思っております。その辺で、本当に、これは途中の経過ですからまだ完全な形では言えないと思うんですけれども、大丈夫なのかどうかということが一番住民は心配しているところなんです。

それから、あそこの処分場の中に入った水が年間通じても幾らも表に出ないということを行っているわけですがけれども、多機能性覆土をやって側溝を掘っているときに私たちはずっと目撃していたんですけれども、山側からの水がどんどんこの処分場の中に入ってきているんです。雨が降ったときなんか特にひどいんですけれども、だから、常に水が供給されて、その水がどこに行くんだろうということになると、県の方の説明では余り表に流れていかないということだけれども、かなりの量でどこからか抜けているんだと思うんです。それが心配なんです。住民もそこを心配しているところなんですけれども。

あと、西側の山の方はほとんど無防備の状態だからどんどんこっちへ流れてきているという

状態で、常にやはり滞留水の変動というものはあるということだと思っんです。さらに、その流れ出る水がどこからか、もっと調査しないとわからないと思っただけれども、有害物質がまじって出ているんじゃないだろうかというふうに思っわけです。

だから、住民はそういう意味では幾ら大丈夫だよ、大丈夫だよと、生物、環境に差し支えないうよということは一生涯懸命は言っていますけれど、果たしてそれでいいのだろうかという疑問は常に持ち続けています。ほとんどです。

そういうことで、私は評価委員会に望みたいのは、今放流口からいろいろガスや水をとって調べていますけれど、さらに評価委員会で3本ないし4本のボーリングをして、さらに深い水をとって調査をするとか。私は本当はあそこの処分場の中に3カ所ぐらひは直径2メートルぐらひの井戸を岩盤まで掘って、その水をくみ出しながら調査するということが、本当にそれで何もなければ安心だとは思っんですけれど、そういう形にはならぬ、せめてボーリングをやはり評価委員会として調査をしてもらいたいなと。

それから、もう一つは、やはり今でもデータを見ると地下水の温度がかなり高くずっと推移しているということだから、それなりに化学的反應が起きているんじゃないかと。そこも心配なところだ。そういう評価もきちっとしてもらいたいなというふうに思っます。

それから、いずれにしても私たちは、もう先にこれから死ぬんだけれど、あとこれから50年とか100年たっても大丈夫だという、安心ができるような評価をしていただきたいなというふうに思っます。

それから、事務局の方に聞きたいんですけれど、このデータをとった時間です。例えば、日にちは書いてあるけれど、時間が何時だということが書いていないし、あと曇りだったかどうかということも書いていないし、私は地元から苦情が出るのは、夕べは臭かったよとか、朝方臭かったよとか、そういう朝方のとか夕方とか、日中のかんかん照りのときはほとんどにおいは出ていないんだけれど、その辺の問題があるんで、やはり採った時間も一番太陽光の強いときに調べてもガスなんかは余り効果が出ていないんです。そういうふうに思っわけです。だから、その辺きめ細かに、もっと一歩突っ込んだところでの調査をしていただきたいなというふうに思っます。

いずれにしても全量撤去ということが必要になると思っんですけれど、私はそう思っっています。以上で、いろいろありますけれど、終わりたいと思っます。

須藤委員長 どうも、岡さん、ありがとうございます。

続いて、佐藤さん、どうぞ。



佐藤 私はきょう短時間で読み上げて質問させていただきます。

私は、守る会の町会議員の佐藤年夫でございます。私は、傍聴席からの発言を許されましたので、竹の内産廃処分場の宮城県の対策方針についての姿勢について質問をさせていただきます。

私たち守る会は、竹の内産廃処分場をもとどおりに戻していただいて、地元住民の将来の安心・安全を確保していただいて、いつまでも地元で生活できるようにと心から願い、運動を進めてまいりました。

宮城県当局は、去る3月26日に竹の内地区産廃処分場の支障除去対策工事が完了し、今後はモニタリングで硫化水素等定期状況調査、毎月、ほかその他の調査をやって、定期的に地元の皆さんに知らせていきますという説明でありました。

その説明会の折に2月24日付で私たち村田町寄井地区住民、守る会、地権者の要望事項の回答も出されました。しかしながら、県のこの対策方針や要望事項の回答で、私たちは心から安心・安全だとは決して思ってもいないし、今後に対するむしろ不安、心配が絶えないと思っております。まずもって、県の対策や要望の回答を見ると、県が本気になって抜本対策をやっていると私たちは到底見えないからであります。

県は多機能性覆土一本やりで、私たちの提示したP & T工法を退けて、県が推奨しているPRB工法も全然やろうとしていないし、要望事項である多機能性覆土面積が全体の1割程度だからその範囲の拡大をしてほしい、これに対して県の回答はモニタリングの結果を見て必要な措置を講じるとの回答です。ダイオキシン類を大量に含んでいる焼却土の撤去をしてほしい、この要望に対して県は生活保全上撤去予定はありませんとの回答です。安定型処分場に埋め立てできない廃棄物の撤去や許可容量を大幅に超えた違法な廃棄物の撤去をしてほしい、こういう要望に対しても、県は生活環境保全上、支障を除去するために必要だとは考えていないという回答でありましたが、これらは到底私たちは受け入れられないことでございます。

2番目に、先日ある方から行政学会で発行している月刊誌ガバナンスの11月号というものを見せていただきました。その97ページから99ページの3ページにわたって「問われる産廃行政の姿勢、不法投棄現場は今」と題した環境ジャーナリスト、杉本裕明氏の記事が載っております。

最初のリードの部分でこういう文章です。産業廃棄物の不法投棄の後始末のために、特定産業廃棄物に起因する支障土除去に関する特別措置法、これは産廃特措法でございます。産廃特例法が制定されて6年、青森、岩手県境では655億円近くかけた全量撤去に向けての事業が進

み、宮城県村田町では3億5,000万円かけて覆土がなされた。安心と安全、税金の使い道の妥当性を二つの現場を見て考えたと書いてあり、続いてこの二つの現場の状況がわかりやすく記載されておりました。

青森県田子町と岩手県二戸市にまたがる不法投棄現場、パワーショベルが汚染土壌を仮置き場に運んで、作業員が忙しく動く。27ヘクタールの原野は2012年までに撤去を終えるため、急ピッチで工事が行われていた。不法投棄量87万トン、青森県側が67万トン、岩手県側が20万トンと史上最大、倒産した原因者にかわり両県が国の援助を得ながら撤去と浄化に取り組むとあり、続いてそのつけは膨大な撤去費用だと。10年間で青森県が約434億円、岩手県が221億円の計655億円、このうち産廃特措法の適用で約6割の434億円が補助金や交付金で賄われるとありました。

片や、我が村田町の竹の内産廃処分場の記事でした。内容は、注射針が見つかったり、公然と野焼きをしていたから大量の焼却灰が埋め立てられているはずだ、こういう地元住民の訴えに、これに対して県はボーリング調査をしたがコンクリートがらなど、許可された5品目以外の産廃は確認できなかった、しかも汚染されていない(環境生活部)とし安価な覆土案に傾いた、県は許可された産廃も含めた約103万トンを全量撤去するには700億円、覆土なら10億円未満で済むと試算、06年11月に覆土と浄化壁の設置による対策、総事業費32億円を打ち出し、町を説得した。08年、去年です、2月から工事が始まり、覆土工事はことしの春に終了した。一方、汚染水の外部への流出を防ぐ浄化壁、PRB工法の設置は地下水汚染が起きていないことから未着工のまま、覆土にかかった費用は3億5,000万円。産廃特措法が適用されたため、県の実質負担は1億9,000万円です。県は覆土に8億円を予定していたが、公共工事から出る土砂を使うことに安くなった、これは千葉望竹の内産廃処分場対策室対策班主任主査、と説明する。しかし、町民の不安はおさまらず、町は学者の提案をもとに地下水をくみ上げ、浄化する独自の対策、P&T工法を県に求めているとあり、最後に、住民の安全・安心を確保するにはまだ幾つかの課題が残る、それに安価な対策によって排出者責任を求める努力を失ってしまったのは産廃行政の姿勢そのものが問われないかと訴えて記事は終わっているのです。

それで、私の質問の主要部分は、青森県や岩手県のように、不法投棄の産廃物を全量撤去で頑張っているのに、我が宮城県が一番安上がりな、多機能性覆土などという県の実質負担が1億9,000万円です済ませるといふ安価な対策で済ませようとしています。こんなことで将来の住民の安心や安全が果たして確保されるのでしょうか。極めて疑問であります。

しかも、今後はモニタリングをやってみて必要とあらばPRB工法でやるんだなどという、

私から言わせればいいかげんな対策ではどうにもならないと思います。県当局の竹の内産廃処分場に対する対策の政治姿勢をお伺いするものであります。

また、私たちのささやかな前に列挙した要望事項の実施を強く要望して、県当局のこれらに対する確実な実施を求めまして、私の発言や質問といたします。終わります。

須藤委員長 どうも、佐藤さん、ありがとうございました。

4人の方の発言は以上のとおりでございます。

この取り扱いについては後ほど部長なり、あるいは次長なりからやってはいただきますが、本日の議題はここにございますので、それを先に済ませる必要がございますので、その中でこれをいただくことも可能でございますし、後で今のところについて時間が許せばそこに触れていただくこともよろしいかと思いますが、とりあえずは予定している議事と、それから資料がございますので、先ほど申し上げましたように、議題に沿ってまずはモニタリング結果を報告していただき、それから今度追加項目がございますので、それを一括してご説明をいただいて、その中にもし必要であれば、かかわりのある部分は今の傍聴人からのご発言もご回答というか、考えを示していただくのがよろしいかなと思いますので、一つ室長、まず審議事項について一括でご説明ください。

事務局（大内室長） それでは、室長であります大内の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、生活環境影響調査報告書につきましてですが、概要版でご説明申し上げます。1ページをごらんください。

生活環境影響調査の概要ということですが、調査の実施期間は今年の4月から9月まで約半年分のデータを取りまとめております。

1ページから2ページ、1ページ右側や2ページには、当委員会でご答申いただきました工事後のモニタリング計画に基づき、いつごろ、どのような調査を実施したかを記載しております。調査名や調査地点は記載のとおりでございます。

1ページの表中にございます四角い部分、これが今回取りまとめた調査結果でございます。工事後のモニタリングは今年度から実施しておりますが、以前と比較して浸透水の調査地点を1カ所から9カ所に増やしたほか、多機能性覆土状況調査や地中温度調査、バイオモニタリングを新たに実施しております。これらの環境モニタリングの調査及び評価の総括につきましては、1ページの右側の下のところに記載してございますが、結論から申し上げますと、本調査期間において処分場に起因する周辺地域の生活環境への影響を示す事象は認められなかったと

いうふうに私どもの評価を記載させていただいております。

詳細は3ページ以降に記載しておりますので、順次ご説明させていただきます。

3ページをごらんください。

まず初めに、大気調査についてでございますが、2の1の1に大気環境調査を記載しております。大気環境調査では、処分場内と比較対照地点である村田町役場の2カ所で実施し、基準値等と比較しております。

その結果、左側の列の黒い四角の一つ目と二つ目のところにありますとおり、基準値や指針値が設定されている10物質の濃度はすべて基準値を下回り、処分場内と村田町役場の濃度は同程度でございました。また、黒い四角の三つ目にありますとおり、このほかの36物質につきましては処分場と村田町役場での濃度は同程度でございました。

なお、データの詳細は別途報告書に記載しておりますので、必要があればご説明させていただきます。

以上のことから、発生ガスに起因する周辺地域の生活環境への影響を示すような事象は確認されなかったと考えております。

次に、5ページをごらんください。

硫化水素の連続調査についてですが、処分場の境界2地点と荒川を挟んで向かいにある村田第二中学校の地点で合計3地点、24時間連続測定しております。

悪臭防止法では、硫化水素の基準として0.02ppmから0.2ppmという範囲で定めることとされておりますけれども、そのうち0.02ppmという厳しい方の基準を超過した回数を見ますと、いずれの地点におきましても硫化水素がその基準を超過したことはありませんでした。

このことから、処分場から周辺地域への生活環境への影響を与えるような硫化水素の放散は認められなかったと考えております。

次に、6ページをごらんください。

放流水と河川水の水質についてでございますが、右下の図にありますように、放流水1点と河川水については放流地点の上流側、下流側2地点で水質を調査しております。

放流水の水質は、大腸菌群数を除き、廃棄物処理法に定める放流水の基準に適合しております。また、河川水の水質は、いずれの物質についても放流地点の上流側と下流側において同程度でありました。

なお、大腸菌群数については8月17日に採水した放流水の大腸菌群数が1立方センチ当たり14,000個と放流水基準を超過して検出されました。この理由として、8月10日に処分場付近に

日降水量82ミリメートルの降雨があったことから、前年同期と同様、処分場周辺の雨水が処分場内に流入したためというふうに考えられます。

なお、参考のため、9月28日に大腸菌群数を再度調査したところ、210個という結果を得ました。

以上のことから、処分場からの放流水に起因する周辺地域への生活環境への影響を与えるような物質の拡散は認められなかったと考えております。

続きまして、7ページをごらんください。

処分場内の浸透水と処分場周辺の地下水の水質調査についてですが、先ほど申し上げたとおり浸透水の調査地点が1地点から9地点に増加しております。また、周辺の地下水は4地点で調査しております。

浸透水の調査では、7ページ左側の黒い四角の一つ目にありますとおり、鉛や砒素、BODが複数の地点で廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準に適合せず、また、ふっ素やひ素、ダイオキシン類は複数の地点で環境基準に適合しませんでした。その他の物質については、黒い四角の二つ目に記載のとおり、基準に適合しておりました。

次いで、地下水の調査では、処分場の上流側及び下流側の地下水から基準を超過する濃度の鉛が検出されました。その他の項目については適合していた状況でございます。鉛が基準を超過した上流の井戸につきましては、参考のため地下水をろ過して浮遊物質を除去し、試料に含まれるろ液の方の鉛を分析したところ、いずれも基準値を下回ったところでございます。このことから、基準値を超過した鉛というのは土粒子等の浮遊物質に起因するものではないかというふうに考えられました。

また、6月1日の下流側地下水のLoc1Aで高濃度の鉛、0.059mg/lが検出されておりますが、この理由として7ページの真ん中の列の1行目に記載されているように、5年間揚水していなかった井戸の水を分析してしまったことが考えられましたため、Loc1Aの孔内水を一度全部くみ出した後に水位が拡幅した地下水で臨時検査を実施したところ、鉛の濃度は基準値程度または基準値以下で推移しておりました。また、Loc1A周辺の下流の観測井戸3地点、中央の下側に図面がありますが、右側の方です、Loc4、それからH17-10、それからH17-17、この3地点において同様に臨時調査を実施したところ、地下水の鉛の濃度はいずれも地下水環境基準0.01mg/lを下回っております。

このほか、8ページにあります右側のグラフ、三つかいてございますが、地下水の水質の上流側と下流側で比較しますと、硫酸イオンが上流側で高く、また、塩化物イオンと電気伝導度

が下流側で高い値を示す状況でございました。そのほかの物質の濃度はほぼ同程度の値でございました。

以上のようなことから、処分場の浸透水等に起因する周辺地域への生活環境に影響を与えるような有害物質の拡散は認められなかったと考えております。

続きまして、9ページをごらんください。

処分場の状況を確認するため、処分場内の観測井戸で硫化水素等の発生ガスや浸透水を調査したものでございます。この調査は、今年度から調査地点が一部変わり、7地点から11地点に増加してございます。

発生ガスについてですが、グラフにありますとおり、メタンガスはいずれも増加または横ばいの傾向ですが、硫化水素濃度や発生ガス量は減少または横ばいの傾向でございます。

続きまして浸透水についてですが、塩化物イオンの濃度がいずれの地点でも減少または横ばいというような状況でございました。

続きまして、10ページをごらんください。

処分場内の浸透水と処分場外の地下水の地中温度と地下水位の調査を行っております。10ページの(1)には地中温度の調査結果を記載しておりますが、この調査では処分場内外14地点の井戸で管頭から1メートルごとの地中温度を測定しております。

地中温度の調査は9月までに2回実施したところですが、いずれも廃棄物埋め立て区域内の浸透水で最も水温が高かった地点H13-6、この地点をここにグラフとして取り上げてございます。地下水と地下水の井戸、Loc1Aを比較しますと20度以上の差があるということで、まだ廃棄物埋め立て区域内の地下では廃棄物の反応が継続しているというふうに考えることができました。

続きまして、11ページをごらんください。

こちら側には地下水位を記載しておりますが、グラフを見やすいものとするために3つに11ページと12ページに分けて記載してございます。

11ページのグラフは処分場外の地下水の水位を示しております。上流側で最大1.29メートル、下流側で最大2.02メートルの高低差があったと。また、12ページのグラフの処分場内の浸透水の水位を示したところでございますが、これらのグラフでは最大0.85メートルの高低差が変動があったところでございます。

なお、前回の評価委員会で話題となりました工事前後における地下水の水位の変動の変化につきましては、後ほど報告事項で報告させていただきたいと考えております。

続きまして、13ページをごらんください。

このページには今年度から実施している多機能性覆土とバイオモニタリングの結果を記載しております。いずれの調査も6月と8月の2回実施しております。

まず、多機能性覆土状況調査についてでございますが、多機能性覆土施工箇所13地点と比較対照地点13地点で地下のガスを地表から強制的に吸引して分析する非穿孔型土壌ガス調査、グラウンドエアシステムにより地中ガスに含まれる硫化水素を測定したところ、いずれの地点でも硫化水素は検出されませんでした。

続きまして、バイオモニタリングについてでございますが、宮城県保健環境センターで魚類を用いた水族環境診断法、AOD試験によりまして放流水と河川水が合流する地点よりも下流側の地点における河川水の半数致死濃度を上流側と比較しております。右下のグラフで10倍濃縮したものをAOD値1,000%としまして、10倍濃縮したものをさらに10倍希釈したもの、すなわち原水そのままの状態のAOD値を100%とし、半数致死濃度としてあらわしてございます。

6月23日の調査では、荒川の下流と対照地点である荒川の上流では、750%と同じ値でございました。また、8月6日の調査では、荒川下流のAOD値は430%、対照地点である荒川上流のAOD値は300%、下流側の方が状況がよいという結果となりました。

なお、荒川上流のAOD値は、河川で魚類の生育に支障がない通常の水質の河川とされる400%を下回ることになりましたが、調査時に試料採取地点付近で魚類のへい死等は確認されなかったところでございます。

以上の結果から、冒頭で申し上げたとおり、事務局案といたしましては、本調査期間において処分場に起因する周辺地域の生活環境への影響を示す事象は認められなかったと考えております。

なお、本日欠席されている稲森委員からは、全体的に問題はないとの意見をいただいております。より理解しやすい形でまとめるとよいという助言も受けております。

以上で生活環境影響調査報告書についての説明を終わります。

須藤委員長　続いて追加の項目について。

事務局（大内室長）　それでは、諮問事項2という資料に基づきましてご説明いたします。工事後モニタリング計画に係る調査項目の追加についての説明でございます。

処分場に対する水質調査につきましては、廃棄物処理法等を踏まえて工事後モニタリング計画に従い実施しているところですが、今年9月15日に開催されました環境省の中央環境審議会

水環境部会で環境基準等の見直しについて報告が取りまとめられ、同日、中央環境審議会から環境大臣に対して環境基準項目の追加等の答申がございました。環境省はこの答申を踏まえ、関係法例の改正の措置を講じるとしており、平成22年度に施行される見込みと聞いております。このことから、平成22年度の水質調査を実施するに当たり、1, 4 - ジオキサンの追加など、工事後のモニタリング計画に水質調査の調査項目を追加するものでございます。

具体的には、その資料1枚目の後段に記載したとおり、放流水及び河川水の水質調査の項目に1, 4 - ジオキサンを追加すること、及び地下水、浸透水の調査項目に塩化ビニルモノマー及び1, 4 - ジオキサンを追加し、シス - 1, 2ジクロロエチレンにかわり1, 2ジクロロエチレンを追加するものでございます。

なお、資料としまして後ろに新旧対照表、それから工事後のモニタリング計画案、環境省の報道発表資料を添付しております。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

須藤委員長 どうも、資料に基づいて簡潔にご説明いただきましてありがとうございました。

今資料二つ、どちらかといえばもう中心は資料の先の方の報告書の方でございまして、2番目の方は新しく環境基準が地下水に決まったので、それをつけ加えていきたいという趣旨の問題でございます。

それで、委員の先生方には事前にそれぞれ見ていただいているというふうに私は伺っておりますので、必要に応じて先ほどの全体的にはまだこの今のモニタリングでは不安だと、それから、基本的に考え方がわからないとか、バイオモニタリングの方法についても今の方ではよろしくないとか、全体的にまだ健康問題は環境基準の項目が満たされているといっても不安であるとか、さまざま地元の方々からご意見を寄せられているわけですが、委員の先生のそれをお答えくださいというつもりはございません。

しかしながら、その辺に関係する事項であるならば、例えばバイオモニタリングのところだったら、やはりここではこの方法ではまずろうとか、ご意見があればそれも言っていただきたいし、今のこのままでよければこのままでよろしいとか、そういうことを言っていただく方がよろしいかと思えますので、いつものように細見副委員長の方から順番にまず発言していただいて、なければ全体に移りますが、もしもお気づきの点がございましたらご発言をいただきたいと思えます。

細見副委員長 ちょっと私も確認もさせていただきたいと思えますけれども、5ページの硫化水素の連続調査というものがございまして、この連続調査というのは、前もお聞きしたかもし



れませんが、測定のタイミングというか頻度というのか、要するに10分に1回出てくるのか、1時間に1個の数値が出てくるのか、どのぐらいの頻度で連続というふうになっていきますでしょうか。

事務局（大内室長） 30秒に1回している状況でございます。

細見副委員長 私は傍聴人の方からいろいろ指摘がございましたように、そこに住んでいらっしゃる方が一番感じるのは連続的な、ある種ずっとそれを感じておられるはずですので、この5ページにある硫化水素の連続調査というものは一番重いのかなというか、重いというか、非常に重要視したいなと思っておりまして、このように伺ったところ30秒に1回測定が出ていて、それが一応規制値というか、0.02 ppmという値を一度もことは検出していないということですので、少し臭いがするとかということと、このときの様子なんですけれども、特に風向きが例えば朝方と夜とさっきおっしゃいましたか、そういうときの風向きが今回今2カ所ではかっただいています。中学校を入れると3カ所ですけれども、この2カ所の方向とは全く違う風が例えば卓越しているからそういうふうになるのかどうかということは少し検討していただいたらどうでしょうかというのが。

事務局（大内室長） 時間とか風向きということですね。

細見副委員長 そうです。特に昼間は問題ないとおっしゃっておられますので、特に朝夕で、この値自身は私は信頼すべきだと思いますので、そのときの気象状況というんでしょうか、風向というんでしょうか、そういうものがこの2カ所の境界1、2とありますけれども、この1、2のところにはもし全然反対の方向に風が吹いているとしたら要はちゃんと測れていない可能性があるわけです。

ですから、そういうことがなかったかどうかということだけは。

須藤委員長 ご質問と要望ですね。

細見副委員長 ええ。それはきょうは多分すぐ答えられないと思いますので、一度データを詳細に見ていただいて、そういうことがないかどうかということだけはまず検討していただけないかというのが私の一番強い要望であります。

須藤委員長 それだけでよろしいですか。

細見副委員長 それから、鉛と砒素の問題については藤巻先生にもちょっとご意見を伺わないといけないかなと思いますけれども、ちょっと上流側で高かったり、下流側でも粒子状物質の影響ではないかということですのでけれども、少し検討というか、要注意なことは注意しておくべきかなと思います。

もう1点。地下水で7ページのところで構内の水をくみ出さずにそのまま測ってしまったところがあって、これはちょっと非常にいただけないというか、反省しないとイケないのではないかと。もしこういうことをやってしまうと、ほかの地下水も本当にちゃんとある一定の方法で、例えば地下水のくみ方というか、採取の仕方というのはある程度目安が示されていますので、それに準じてやっておられるのかどうかということが若干不安になってくるので、そこはそういうことがなかったかどうか実際に採水にかかわられた、コンサルタントに任せられたのかちょっとよくわかりませんが、そのときの水のほかの井戸とか地下水の採取においても問題がなかったかどうか。

要は、ある一定の方法で常に水をくみかえて、それで回復した水を一定量とるという方法を常にやられているかどうかということをもう一度だけほかのところでも確認しておいていただきたいなと思います。

以上です。

須藤委員長 ありがとうございます。

室長、恐らく類似の発言がずっと来ると思いますし、あなたがすぐに答えられないような問題も多いと思うんです、ひととおり私は質問とご意見を伺います。その上で、まとめてここは後日調べるとか、コンサルタントから聞いてくるとか、そういうふうに答えてください。そうしないと、1個1個やりとりしているとまた同じことをやらなくてはいけませんので。今細見先生から重要な視点、3点ありましたので、それについて後でまとめて、ほかの先生からのものも入れてお願いをしたいと思います。

では、井上先生、どうぞ。

井上委員 ちょっと2点ほど。

一つ、8ページの硫酸イオンの結果ですけれども、これやはり上流側の浅い水と下流側の浅い水と、下流側の方では硫酸イオンが下がっている。つまり、想像ですけれども、硫酸が微生物によって還元されて硫化水素の方にいつている可能性があるかと。

ここの処分場のところと少し外れた場所で似たような評価をできないのかなと。つまり、例えば一つ別の沢のところでも上流と下流というような評価で、そこで硫酸イオンの濃度がどう推移するのかというようなことを見ておかれると、ここで起きている現象の理解というか、そういったことにつながるのではないかなというふうに思います。

それから、関連するかもしれないですが、10ページの廃棄物等の温度なんですけれども、ちょっと事前にご説明していただいたときに私は気づかなかったんですけれども、このH16-3の

ところ、このデータだけ見ると6月よりも8月の方が顕著に温度が下がっているようにも見えますし、これは測定上の誤差なのか、その辺のところはちょっとどうなのかということがあると思いますが、これは初めて今回やられた調査ということでまだデータの蓄積がないということではあると思うんですが、以前からの大まかな傾向としてはもっと温度が高くてだんだん下がってきているというようなお話だったかと思うんですが、割とその辺のところをもう少しご説明いただければなというところと、多分これはこれから継続して評価していくことによって、かなりこのデータだけでもいろいろなことが見えてくるのではないかなというふうに思えますので、是非これは継続してやっていただければなというふうに、ちょっと最後はコメントになりますけれども、以上2点でございます。

須藤委員長 ありがとうございます。

では、岡田先生、どうぞ。

岡田委員 5ページのところの先ほど細見委員からお話あったところですが、境界線の1、2とか村田第二中学校がありますが、これはすべて数値が日平均ですよ。それで、先ほども傍聴人どなたか言われておられましたように、朝夕の違いですから、ここの中で朝夕で、要するに一日の変動を、何かそれが見えるものがあればもっと細かく評価できると思いますが、多分日平均を書かれておられると思いますが、そうしますとやはり朝夕で数値がこれよりも瞬間的に高くなったりとか、そういうことがあるのかなというので、ちょっとデータの解析の方法に少し工夫されたらと思います。

それから、その日スポットでとられるのは、傍聴人の方のお話あったように、ちょっと時間を入れるとよろしいのかなと思います。それで、例えば一番最後のバイオモニタリングも、その日はわかるんですけども、その前雨が降っていたのか、1週間雨が降らなかったのか、正常な川の水であったのか、そのあたりのバックグラウンドの条件をちょっと入れていただくとわかりやすいんじゃないかと思っております。

以上でございます。

須藤委員長 はい、ありがとうございます。

風間先生、どうぞ。

風間委員 今指摘されていない事項で感じたことは、11ページと12ページに覆土の対策工事をした前後の地下水の調査がございまして、変動が少ないということはデータの示したとおりなんですけれども、当然ながら雨量との関係で議論すべきものなので、その辺は雨量との対比ということで注意して調べていただきたいと思います。

それから、覆土をしたときにやはり表流水として処分したものと、あるいは地下に浸透していったものの割合みたいなものの水収支が少しわかるような資料があるといいなというふうに考えました。

以上です。

須藤委員長 ありがとうございます。水収支ですね。降ったものがどっちに行くかということですね。

風間委員 ええ。

須藤委員長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 後で。まとめて。

須藤委員長 とりあえず飛ばしていただいて。後で最後がいいんですね。

佐藤委員 棄権したわけじゃなくて。

須藤委員長 それでは、澤野委員、どうぞ。

澤野委員 いつもお世話様でございます。村田町町民生活課の澤野でございます。

まず、質問の前に現状の認識といたしますか、今後の取り組みについても含めてお願いをしたいというふうに思います。

処分場の支障除去対策として硫化水素ガスや冠水対策など、当面の支障を取り除くために雨水浸透防止対策工事、これが3月に終了しまして7カ月が経過したという状況でございます。今回提案されました調査報告書の概要版を見ますと、本年4月から9月までの環境モニタリング結果では調査期間において処分場に起因する周辺環境への影響を示す事象は認められなかったということでございます。

しかしながら、あの場所に許可容量の約3倍もの廃棄物が埋め立てられ、さらに安定型処分場に処分できないものも不法に投棄されている、このことは間違いのない事実でございます。また、毎回お話をさせていただいておりますが、あの処分場はいわゆる住民の生活の場であるということ、それだけに評価に当たりましては是非その辺を考慮してお願いしたいというふうに思っております。

先ほど住民の方々から不安の声が大分ありました。こういった声を少なくするために住民が納得できる調査の方法、それから必要な対策の実施、さらには現状説明会等の開催について引き続き対応をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次に質問ですけれども、資料に基づきまして3点ほどお願いしたいというふうに

思います。

まず、第1点目でございますが、資料の6ページの放流水についてでございます。放流水のBOD、8月調査の数値が大変高くなっております。調査地点の下流部で、これは町が定点観測している場所でございますが、そのときにも8月に37、それから10月には50という非常にこれまた高い数値でございました。これまで比較的低位で推移してはりましたが、急に上昇しておりますので、今後の動向を注視することは当然でございますが、原因等についてご説明をお願いいたします。

こういった状況を見ますと、放流水に起因する周辺地域への生活環境へ影響を与えるような物質の拡散は認められなかったという表現、これが適切かどうかというのは、少なからず影響があるのかなというふうにも思われますが、それについても考え方を伺いいたします。

それから、2点目でございますが、13ページの多機能性覆土の状況調査についてでございます。

硫化水素ガスは比較対照地点を含めて6月、8月実施ともにすべての地点で0.2以下、いわゆる未検出であったということでございます。グラウンドエアシステムによる調査、これは是非立ち合わせていただきたいと思っておりますけれども、機械的に観測可能な濃度と言いますが、これが下限値なのかどうかということをお伺いしたいと思っておりますし、あわせて、すべて検出できなかったということは、これは大変結構なことなんですけれども、ほかのガスなんかもこれで調べることは可能なのかどうかということをちょっと考えたものですから。

それから3点目、最後でございます。同じく13ページのバイオモニタリングについてでございます。

このバイオモニタリングにつきましては8月27日に宮城県保健環境センターを住民の方々と一緒に見学をさせていただきました。職員の方々に詳しくご説明をいただきまして、大変ありがとうございました。

そこでお伺いしますが、まだ2回だけのデータではございますが、季節的な変動あるいは誤差等もあるとは思いますが、8月調査では上流が300%、下流が430%。下流の数値がいろいろな形に出ているのかなというふうに思います。そこで、水量、あるいは先ほど風間先生からもありましたが、降雨の状況、それから生物試験でございますからアカヒレの状態といった微妙な影響があるのかなとは思いますが、このことについてご説明をいただければなというふうに思います。

以上3点、よろしく願いをいたします。

須藤委員長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、藤巻副委員長、どうぞ。

藤巻副委員長 私が思っていたことはみんな細見副委員長や井上先生、岡田先生などから出た質問とほとんど同じでございます、最低の例えば処分場敷地内から漏れて出てくるようなものは基準値以下であるというお話だったんですけども、先ほど住民の方から時々硫化水素なり何なり臭いにおいがすると。

そういうことを伺いますと、5ページ目にあります硫化水素なり何なりの境界地の値が必ずしも事実を反映しているわけではなくて、何か測定の仕方に問題があって、例えば敷地内で黄色ですからH16-11ですか、それから緑ですとH16-13ですか、こういうところがあるとき上がったり下がったりしていると。これはやはり上がったときというのは結構危険なんだろうと思うんです。上のメタンと重ねてみますと、上がる時下がる時というのは大体何かほとんどシンクロナイズしている感じがするんですけども、こういうときに多分現場の処分場内に入ったらかなりにおうのではないかと思うんです。

住民の方が何かにおいがするなど、これはバイオモニターをしてくださっているような状態だと思うので、多分ここで問題ない、問題ない、問題ないというのではなくて、やはり何かこの日あたりは問題ありました、これは実は雨が降って地下水位が上がったからですとか、そういうような答申の仕方といたしますか、評価の仕方といたしますか、そういうことを考えた方がよろしいのではないかと思いますけれども、その点はまずいかがでしょうか。

それから、メタンなど明らかに何か増加しつつあるような傾向が見えなくもないんですが、これについては何かご説明はお持ちでしょうか。または、これぐらいだから構わないんだというお話なのでしょうか。その辺ちょっとご説明願いたいのと、いくら一気にないとはいえ、あまり硫化水素濃度の高いところで作業をされると覆土なり何なりの工事をしている人たち、それから観測をしている人たちにも危険だと思うんです。ここでさらに追加の事故のようなことが起きるとか障害が発生するというようなことが起きるとますますまずいので、何らかの方法で硫化水素のガスが出てくる、メタンのガスが出てくるというところは場所的に極めて限定されたところからしゅうしゅう出ていて、それから何かがあるとそこからは出なくなって、今度全然違うところから出てくるというようなことがあると思うんです。とめられているものが均質にとめられているわけじゃなくて、あるものがすごく多いところ、あるところは全然そういうものがないところと、メタンも同じだと思うんですけども、まず作業や観測をしていく上でどのようにきちんと安全が担保されているかということがやや気になったところであります。

す。

以上です。

須藤委員長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員が最後で申しわけございません。ご意見をお聞かせください。

佐藤委員 佐藤でございます。

最初に、傍聴人と言われると悲しいものですが、仲間たちからの素直な疑問点が出されまして、それから先生方のお話をずっとお聞きしております。先生方は非常に優しいんだろうなというふうに思って聞いておりました。

ガバナンスのお話が出ましたけれども、ガバナンスの記事でさっき披露されましたけれども、これに対して県はボーリング調査をしたがコンクリートがらなど許可された5品目以外の産廃は確認できなかった、地下水も汚染されていないと、これは括弧して環境生活部というふうにしてだれかがそういうふうに杉本記者に言っているわけです。これは部長の部下のだれかがこういうふうなことを言ったわけです。だからこういうふうにかかれたんだと。それで、ひょっとしたらこの考え方というのは宮城県の環境生活部がひそかに持ち続けている竹の内への基本的な見方なのではないかと。

実は、今回概要版を増し刷りしていろいろな方に送りました。見ていただきました。みんなのコメントで一致していたのは、ゼロを出したいからこういうことをやっているんだよね。そういうふうに言っていただきました。

例えば鉛のところ、参考までにというふうな言い方で、みんな参考までにです。参考のため、これらの採取水を1マイクロミリのろ紙でろ過したものをはかったらゼロになったから問題ないんじゃないかと。何でこんなことをやるんですか。参考のためになんか要らないんです。その下は要らない。

鉛はずっと前から、この委員会なんかが始まる前から問題になっていました。問題になっていたんです。それも上流のLoc 3か、あそこに業者が設けた地下水汚染の調査所がありまして、今使っていないんだろうけれども、そこで鉛が出ていたそうで、これは土地由来だというふうな説明をされました。この後、ごみ層10カ所かボーリングしたら7カ所から出てしまったと。それで環境由来は言わなくなった。

ろ過して測るというふうな、参考のためにろ過してなんかはかることないわけです。出たら出たでいいんじゃないですか。ゼロを出すためにそんなことをやっているんじゃないかというふうに我々は思っています。

それで、部長がおいでだからはっきりとここはきっちりと聞いておかなければならないことなんです、ボーリング調査をしたがコンクリートがらなど許可された5品目以外の産廃は確認できなかった、地下水も汚染されていない、こういうふうに環境生活部全体がそういうふうに竹の内を思っているんですか。そうだとすれば、先生たちに非常に無礼ですよ。何でこんなところに来て、先生たち忙しいのにここに来て知恵を出していただいているんですか。部長はどう思っているんですか。

だから、これは出版社に抗議をして、ぎょうせい(株)で出した本なんだからかなりのボリュームはあるわけです。だから、ぎょうせい(株)にあれば虚偽だから取り消せというふうな抗議を申し込むのか、それとも私もそう思っていると正直におっしゃるか。一人ずつ聞いてもいいですよ。それで、こんなことを発言した者がいたらここに連れてきて、先生たちに私はそう思っていますというふうに言ってください。これが一番の問題だもの。これが問題ですよ。ゼロを出したがつている調査だよねと。5人の先生たちに聞いたら5人ともメールでそういうふうに回答していただきました。何をやっているのと。例えば竹の内の対策は何だったんですかという話ですよ。ここに書いてあるものは何もないんだもの。だれが言ったんだか連れてきて、ここで言わせてくださいよ。これはだめだよ。すべてがここから始まっているんだもの。

それで、いいですか、部長、もう少し言わせてください。先生たちが本当にかわいそうです。忙しいところおいでいただいて、それでいろいろご意見をいただく。全然意味がないじゃないですか。何でもないんだもの。聞きたいなら聞きますか、ここにいた人にみんなそういうふうに思っていますかと。室長、思っていますか。

須藤委員長 今質問しているわけですから、全部言ってから答えさせます。

佐藤委員 とにかく、またこんなもの書くことないのに、恥ずかしくてこんなもの見ただけのものではないよ。これはもう回収しなければだめでしょう。これは焚書です。出版社が勝手にやったことですか。部長、教えてください。

須藤委員長 どこから議論をした方がいいかはあれですが、佐藤委員の方からこれをとりあえず今部長からご質問についてお答えをいただいて、そのほか、きょうは一つ一つの報告についてたくさん意見をいただいているので、これについてはちゃんと答えていただかないと、佐藤委員じゃないんだけども遠くからいらしていただいた価値がありませんし、ここはこうしろ、あそこはこうしろ、あるいはこの測定法は変じゃないかとか、平均値でいいのかとか、いろいろ言われているので、それはそれできょうはもう事実を総合的に評価する委員会なんで、基本的な問題を今、これは私も初めてこの記事を見たんですが、佐藤委員からそういう基



本的な視点なんで、これは今野部長からまずはお答えいただいた上で、それから個別の問題は大内室長から、それぞれについてお答えください。お願いします。

今野環境生活部長 まず、今佐藤委員からありましたこのガバナンスの記事の件です。

これは既にこの評価委員会の、第5回の評価委員会だったと思いますが、この安定5品目以外の廃棄物があることについての議論がございました。県としては安定5品目以外の廃棄物が埋め立てられていたということはその議論の中でも認めております。平成14、15、20とこの3回だったと思いますが、組成分析結果についても公表をいたしております。

このガバナンスの取材ですが、こういう活字になっているような回答はしていないというふうに報告を受けております。ただ、今佐藤委員がおっしゃられた出版社に対してどうするかといった対応については、ちょっと私どももこれは承知したばかりでございますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

須藤委員長 要するに5品目以外はとにかく入っているということは、これも報告しましたよね。それは確かに私の方も承っているんで、安定5品目だけ埋めたんじゃないよということはもう承知の上でこれを始めているわけですから、そこはそれでいいんだけど、記事が違ってきますよね。それを今佐藤委員が指摘されたと。

佐藤委員 守る会運動というのは竹の内をどういうふうに再生に導くかというのが今となつて一番の大きな活動の目標で、それから、あっちこっちから県外からも産廃の計画があるとして、どういうふうな状況なのと、教えてくださいというふうに呼ばれて行くことがあります。いっぱい行っています。それで、そういうときにどういうふうに言うかといったら、宮城県的生活環境部なんか全然反省していないよ、あなたたち、うんなんか言ったら大変なことになるぞ、再発防止なんかあの連中は全然やっていないというふうな言い方をしています。

再発防止をどういうふうにするかというのは、事案に真っ正面から取り組まないとだめじゃないですか。1回そういうふうになりかかりました。それで、もとに戻ったんです。いや、そういうふうに皆さん思っているのは薄々わかっていました。測定の仕方だって、それから、そういうふうに思えばみんなこれは納得できる。今発表されたんだって半分以上はもうゼロを出すための調査なんだ。それはみんなわかります。納得できるんだけど。納得できるんです。んだけど、再発防止と我々は竹の内がこんなことでしかないのかというふうとうんとかっかりしているんですけれども、再発防止だけは絶対やるべきなんだ。真っ正面から向き合わなかったら再発防止なんかできませんよ。そういうことです。

だから、このことに関して出版社が変なことを書いたんだと言うんじゃなくて、これはだれ

が言ったのか犯人を出したらいいでしょう。それで、ここで同じことを言わせないでください。先生たちの前で。私は本当は一番先にこれを言って帰ろうと思ったんです。あなたたちとはお話しする気はないと言って。こういうふうな前提のもとに幾ら調査なんかしたって意味がないです。これは全くない。

それから、今具体的なことでいいですか。今後の。

7ページを開いています。それで、7ページの結論のところ以上のことから調査期間中において、ここは調査期間中においてというふうに、調査期間においてと逃げているんだけど、処分場の浸透水等に起因する周辺地域の生活環境に影響を与えるような有害物質の拡散は認められなかったと。これはまだ始まっていない。まだ始まっていないんです。それで、周辺部拡散を検討するような地区のデータがない。ここを測ったけれども、ここまでまだ鉛が来ていないから拡散していないんだよなという知見がどこにもないでしょう。中身だけはかって拡散していないと何で言えるのかなと。これはどうしてですか。

それから、ここに来てびっくり、温度なんです。温度のところずっと引っかかっています……10ページ、何か寝ていませんからちょっと。ここで温度を、熱電対をボーリングの穴に突っ込んで温度がわかるように、みんなが見えるようにしたらみんな安心するんじゃないのというふうに私は言ったことがあります。だけれども、この数字では、この温度ではだれも安心しないです。おお、何だ、噴火しているのかと。言った私自身がこんなに温度が高いとは思わなかった。2～3度高いだけだろうというふうに思っていました。これはゆゆしきことで、地下で活発な化学変化が起きているということです。

だから、このところはするっとそのまま流すんじゃなくて、その深度に至るまでボーリングをやるべきなんです。ボーリングをやるべきです。そうでなかったら、この前捨ててしまったボーリングのコアを拾ってきて、このとおりのコアなんですと。コアは全部捨ててしまったんです。先生たちに相談もしないで。ほんのこの前。5年も保管しておいて、だれに相談して捨てたの、あれは県民の財産だぞというふうに私は言いました。今になって温度が高いものが出てきたら、そのところのコアを検分して、分析して、ああ、こういう化学変化が起きているんだらうなというふうな見当はつきます。捨ててしまったんです。それで、須藤先生にでも相談したのかと言ったら、私たちの裁量で捨てましたと。県民の財産をみんな捨てたんですよ。言ってみれば証拠隠滅したんです。そんなもの、だれが捨てたんです。

岡さんは捨てたと言ったら、いや、また掘らせるからいいと言いました。私はただの県民だからそんなに二重にも三重にも穴を掘っていくことないんじゃないかと、あつたんだからあれ

を使うのは当たり前だろうという言い方をしました。こういうふうなことばかりなんです。だから、どうしたらいいのかな。

それで、ここの温度だけでいいますと、今ここに来たら新しいものを渡されました。それで、これはごみ層の下まで温度が上がっていますね。ごみ層の下までずっと上がっているんです。ということは、汚水がごみ層の下まで行っているということですか。温度だけが上がっているんですか。これはちゃんと掘らないとだめじゃないですか。それで、どここの穴が何度、どここの穴が何度というふうに地図にプロットして、そして何かでもはかって、ここのところは一番と温度が高いんだよなというくらいのところはつかまなければだめだと思っています。それが本当のモニタリングなんだろうというふうに思ったりもするわけでした。

それでは、もう一つ。その温度が地下まで、いや、そんなことしなくていいから、大丈夫、大丈夫だ。今、日が短いんだから。大丈夫だよ。先生たちせっかくおいでになったんだから。

それで、これはコンサルに聞きたいんだけど、あなた方前に電気抵抗の高密度電気探査をやりましたよね。底を決めた。処分場の底を。何でここに線を引っ張るのかなと思っていたんです。その下まで黄色かったんですよね。ずっと黄色かったんです。ということは、汚水がそこまで広がっていることなのかと。イオン水がそこまで。それで、底部から冷やされているから下まで汚染は広がりませんというふうな言い方をしていたんだけど、黄色のところに、真ん中に線を引っ張って底部はここまでだ、だから岩盤以上入っていますというふうな計算をしたんだけど、壁面と底部がきちりとあられなかったらまずいんじゃないかというふうにあの当時から思っていたんです。温度が下まで上がっているというのはどういうわけなんだか。温かくなったんですか。上が温かいから。

これは掘らなくてはだめですね。だって、コアがないんだもの。何が入っていてこんなことになっているのかということを知りやってみてください。

それで、委員長、先ほどからずっと先生たちのお話を聞いたり、あと傍聴人の話を聞いたりしていましたが、ずっと求めようと思っていたのは評価委員会が評価できるようなモニターでなければならないと。今までのモニターを使って、今までのモニターからは何度も覆土して整形して覆土してあちこち多機能性覆土をすればOKだというようなデータが出たわけです。同じモニターを使ってここで住んでいていいか、生活環境の支障がないかということと同じところと同じやり方で判断するということはいないだろうというふうに思っています。だから、評価するなら評価するのきちりしたモニターをつくるべきだと。それには

岡さんがさっき言われたようにボーリングしなければだめだったと。それから、地下でどうなっているんだということを見なければだめです。

今までずっと、部長は否定されたけれども、ずっと、知事も住民説明会で言っていますが、あなたたち二人、三人ぎゃあぎゃあ騒いだってしようがないんじゃないかというような言い方なんです。それで、それは私と一緒に言われた人間が我慢できなくなって、今度提訴しました。それで、私もかかわれと、判こを押せと。それで、きょうの結果によっては私は帰ったらすぐその人を呼んでおれもまざるからなというふうな言い方をして、委員長ともお別れになると。

須藤委員長 きょうのところはやはり粛々とやるべきことはやりましょう。今の意見はわかりました。

佐藤委員 まだ足りないんです。だから、とにかくそういうふうな、ないの一番なんだけれども、あるのは知っているんです。これはずっとあるんです。だから、私はこれは再発防止なんか全然だめだよ、あの連中と。だって、何言っているんだろうとみんな思っているんです。

須藤委員長 わかりました。主張はよく恐らくあちらがもうわかったと思いますが、とりあえず答えてもらいます。私はやはりきょうの仕事は先生方がせっかくご質問されたことについてお答えをいただいて、それぞれの先生方と討論するのが一つの大事な事項なので、では大内さん、順番にというよりも全部総合して、今佐藤委員まで入れると7人の委員の方から恐らく大体3個ぐらいずつあるから、約20個ぐらいの、私も記憶していますから。

事務局（大内室長） すべて答え切れるか自信がございませんが、答えさせていただきます。

硫化水素の連続調査の話でございますが、5ページに書いてありますグラフのデータというのは、先ほど申しましたように5秒ごとにはかりまして、そのときの最大値をここに記載しています。ですから、日平均値ではなくて最大値でございます。（「30秒の最大の値が」の声あり）失礼しました。はい、記載されていると。その最大値をここに記載してございます。

それから、風向との関係でございます。ちょっと担当の方の手元には風向頻度は現地で測定してまして、これはあるんでございます。これは東西に卓越した風というふうになってございますが、ちょっと朝晩までというのはちょっと今すぐは無理でございますんで、その辺のところ問題があったときにそういったところについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、バイオモニタリングにつきまして実施した時期の天候状況とか水質とかですか、こういったものについての情報も合わせて入れたらということでございます。実は、同時に水

質調査を有害物質も含めて実施しているところでございますが、この本編の方から数値は拾えるんでございますが、データが膨大なんでなかなか見やすい形というのは難しいんですが、何とか工夫して、あるいはご指導いただきながら。

須藤委員長 膨大な量なんですか。データとしては膨大なデータがあるんですね。

事務局（大内室長） 水質のデータ全部でございます。

須藤委員長 ああ、水質のデータね。バイオモニタリングのデータじゃないんですね。

事務局（大内室長） バイオモニタリングを実施したときの

須藤委員長 そのときのデータね。バイオモニタリングはそのときのだけしかないんですね。

事務局（大内室長） そのときのデータだけです。

それから、あとは地下水と雨量との関係の話もございました。これにつきましては後ほど簡単な考察を報告させていただく予定としてございますが、具体的な手法等につきましてちょっと今のところ頭の中に想定できませんので、風間先生に是非その辺のところをご指導いただきながら、我々でできる範囲内で考えてみたいと思っております。

それから、表流水と地下水の水収支の話でございますが、いろいろ水収支につきまして今後私どもも読ませていただいたんですが、どの程度地下に行くかという知見がなかなか見つからないということで、こういった手法についても風間先生等のご指導がいただければ可能なのかなとは思いますが、ちょっと今の私どもの技術力ではちょっと太刀打ちできない部分もあるかと思えます。

それから、鉛についてでございますが、これにつきましては本編の62ページをちょっとお開きいただきたいんですが、先ほど佐藤委員の方から参考までには要らないよという話もございまして、とはいいいましても原因調査は私どもも必要だということで臨時調査をやらせていただいているところでございます。

具体的には井上先生のご指導のもとに、本編の62ページに書いていますとおり、何度か臨時調査を行ってございます。周辺につきましても毎月行っているところでございます。これでいわゆる緊急的に拡散しているという状況は認められないものの、まだ状況が原因がはっきりしていないということもございまして、当分臨時調査を続けながら原因究明に努めて、どうしてこういった事態になるのかということの原因究明していきたいと思っております。

それから、上流側の硫酸イオンが別の沢で測れないかというようなお話を。

須藤委員長 コントロールとしてですよ。別のところで。

事務局（大内室長） いただいたところでございますが、今すぐ適当な井戸が頭の中に浮かび

ませんが、その辺の状況も調べながら、可能な井戸があれば一度測定してみたいというふうに思っております。

それから、発言が前後になって申しわけございません。地下水のサンプリング方法でございます。先ほど申しましたとおり、5年間放置した井戸を今回新たにサンプリング地点として選定したものですから、通常今までですとある地点を周期でそこからサンプリングしていたものですから、こういったことはなかったんですが、今回新たに井戸を選定したものですから、5年間のブランクがあいた井戸でサンプリングしてしまったということがございます。

これを反省しまして我々庁内の方でサンプリング方法の検討をいたしまして、最低1カ月前には中を全量くみかえた上で、あるいはサンプリングするときに壁面に付着しているSS等もサンプリングしないように、どのようにしたらいいとか、いろいろサンプリング方法を検討しまして、一応手順書として取りまとめ、それに従ってこの失敗以降のサンプリングは行っております。

それから、10ページの水温の話でございますが、6月と8月が逆転していると、夏暑いのにということなんですが、これが測定したのが8月21日なんですが、実は8月10日に1日100ミリ前後の大量の雨が降った、台風の影響で大雨が降った時期がございまして、恐らく私が推測するにはこのころのこの台風の水が浸透した水が影響しているのではないかな、  
佐藤委員 室長の推測は要らないでしょう。専門の先生たちがいるんだから、あなたが推測する必要はないんです、室長。そんなことをしてコアを捨てたりなんざりしているんでしょう。あなた何を言っているの。

須藤委員長 とにかく室長、答えてください。まだ残っていますよね。それでおしまいですか。

事務局（大内室長） それから、澤野委員のBODの話がございました。

須藤委員長 バイオモニタリングの話も二人から出ていますよ。この測定は川じゃなくて、それ自身をやらないといけないんじゃないですかという意見もありましたよ。その辺もお答えいただかないと。後でバイオモニタリングのところは専門家もいらっしゃっているようだから、それは答えてもらっても構いませんけれども。

事務局（大内室長） まず、BODにつきましてですが、ここしばらく30mg/l以下で放流水が推移してきたところでございますが、本件のデータにおきまして8月17日に44mg/lというふうに高い値を示しております。今年になってから廃棄物処理に影響を与え、あるいは放流水の水質が変化するような工事等は実施していないことから、現在のところこのBODの上昇の理

由というのははっきりしてございません。今後ともモニタリングを継続しながらこういったことを解明していくこととしたいというふうに考えてございます。

それから、グラウンドエアシステムの話でございますが、硫化水素の測定にはガステック社の検知管を用いて測定してございます。一番定量下限の低いものを使ってございます。それで、0.2 p p mということは一番定量下限が低いものだと。2回引き、3回引きすればもっと感度高くはとれるんですが、一応標準的な取り扱いということで0.2 p p mを定量下限値というふうな格好でやらせていただきたいということでございます。

それから、バイオモニタリングについてなんですが、一般的に生物を用いた施設というのは物質の濃度測定とは異なって、検査結果にばらつきとか変動というのはある程度あるものだろうというふうに考えてございます。その程度というのは方法とか調査地点等によって異なるものであって、今回竹の内でA O D試験を実施した場合にどの程度になるのか、試験が始まったばかりですので、これからもう少し状況を見ながら判断していきたいというふうに考えてございます。いずれにしても、300%と430%、これにつきましてはそんなに大きな差がないのではないかなというふうに考えてございます。

それから、これに関連しまして住民の方々から出た話で、直接飼えないかという話でございます。

須藤委員長 直接飼えないんですかという意見もあったですね。ですから、その辺についてはいかがですか。

事務局（大内室長） これは処分場の放流水でございまして、通常の工場排水とか家庭排水と同様に河川で希釈することを前提に放流するということでこの基準が決まっており、我々もそのように考えてございます。このような水で魚を飼育するということは施設として非常に難しいのではないかなというふうに考えてございます。現在実施しておりましたA O D試験あるいは水質調査によって十分周辺地域への影響を評価できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、住民から臭気があるということで、測定方法に問題があるのではないかということのお話をいただきました。これにつきましては、現在連続調査しているのが硫化水素ということでございまして、硫化水素が出てくればその機械に感知はするわけでございますが、ほかの悪臭物質、相当な数があるかと思いますが、これらが出た場合には当然感知しないわけございまして、そういった意味で具体的な数値として出てこないのではないかなというふうに考えてございます。

なかなか住民の方がにおいがあるという時期を私どもも同時に感ずるということが現在難しいというか、なかなか住民の方からの申し出もないものですから、具体的に我々がそこで作業してにおいというのはなかなか感じることはできない状況になってございます。

メタンの増加については、一部文献によりますと硫酸還元時にはある程度進みますとメタン発酵に遷移するというような話も見たことがございますが、詳細についてはちょっと私どもとして現在把握しておりません。

なお、場内で我々が観測作業をしている際の危険、安全の担保があるのかというようなお話もいただきました。通常労働安全法で硫化水素ですと5ppmですか、こちらが基準になっていまして、このレベルには到底到達していないということが一つ。それから、我々も安全のために硫化水素の持ち歩きできる測定器は買ったんですが、実際全く反応しないということからすると、今のところ全く使っていない状況で作業をしております。

そのほか落ちがあったかもしれませんが、一通り私の方からのご説明は。  
須藤委員長 あなたの方からのご説明はそこまで大体お答えいただいたと考えてよろしいですか。わからないことはわからないで今おっしゃってくださったんだけど、それでよろしいですか。

横山次長、あるいは今野部長、説明は大内室長の説明でよろしいですか。まずはよろしいですか。

それで、結局今日はこれについて諮問、答申というか、お答えをしないといけないんですよ。なので、修正すべき点は修正しないといけないんだろうと私は思います。多分このままで、特に結論のところですよ。以上のことから有害物質の拡散は認められないという結論を出してしまっているんですよ。それについては皆さん少しずつ疑義があるわけです。こういうことについて温度が高いんだから、もう生物科学的な反応が進んでいるんだから、ここは要注意した方がいいとか、それから、BODがたくさん出ているところとか上下流が逆転をするというようなことがあるわけです。

なので、確かにさっきおっしゃるように顕著な流出はないと思います。顕著な流出はないと推定されるが、まださまざまな疑問点が測定結果からあるので、これについては詳細に今後検討するとか、何かそういうふうにしないと恐らく先生方もそうだし、住民の方も納得してくだされないんで、文書は後で皆さんと相談しますけれども、私は全くないというふうにとれるような文章をここに残すのはとりあえずまずいかなと思うんですが、いかがですか。今のよう私の視点、いいですか。



温度が高いというのは、これは私もこれの専門家ですから、確かにこんなに高いとは思わなかった。これは生物化学的反応がものすごく進んでいるんです。だから、硫化水素も出るし、メタンも出るし、それから若干先生がおっしゃるように硫酸塩還元菌がもしいて硫酸塩還元するなかなり酸化還元電位が下がっていると、いろいろそういうことが起こり得るので、もうちょっとここをちゃんと調べないとこれはモニタリングとして全く問題ないとは言い切れないだろうなというふうに私も委員長としてもそう思います。

それなので、今日ここはああだ、こうだと言ってしまうと、これは明日の朝までやっていたってだめです。それなので、ここでまとめなくてはいけないので、私としては今のような表現ぐらいにして、文章はあなた方と相談しますが、私はそれを提案して、今のような問題が測定結果からあり得るので今後この問題についてモニタリングの中で検討するというふうにしていきたいんですが、いかがですか。

佐藤委員 穴を掘ってみますというふうな。

須藤委員長 そこも含めて。ただ、ここで穴を掘りましょうとか、掘りませんとか言われても、ちょっと私も責任持てないから。

佐藤委員 いやいや、やはり委員長が一言言えばやはり。大変な力を持っているわけだから、そうですねというふうにおっしゃっていただければ。

須藤委員長 だから、やはりモニタリングの仕方が悪いんです。ですから、朝夕も含めてやるとか、それから、さっきのいただけないと細見先生に言われたけれども、地下水がたまっているところ、逆に言えばあれは一種の蓄積しているあれの濃度を示しているようなものですよね。違うんですか、細見先生、いただけないという意味は。

細見副委員長 あれは調査方法の問題です。

須藤委員長 ですよ。そこに問題がありますよね。だから、その辺を改めてやると。だから、調査方法を。それは私がモニタリングの今の井戸のシチュエーション、あのモニタリングのことを今日決めたってあなた方がお金を出すわけじゃなくて、県議会が金を出すんでしょから、それはすぐにできないのはわかっているけれども、それを含めて今後検討すると。モニタリング地点、モニタリング方法あるいは調査手法、そういうふうに書いておかないと皆さんの意見を入れたことにならないもの。私はそういうふうに思いますけれども。議事録にちゃんと残しますから大丈夫ですよ。

佐藤委員 議事録残っても実際に動かなくては何にもならないわけで。

実は、このところずっと反対団体の全国大会とか何とかで水俣まで行ってきたりもしてい

ました。それで、話題は特措法が切れるよというふうな話で、特措法が間もなく切れるんだと。竹の内も特措法が切れる。それまでにPRBまでやれるのか、やらないのかを結論を出していただくのがこの会なんです。

そういう意味では、モニタリングをがちんとやって、とにかくこれではだめだとかOKだとかというふうな結論を出していただかないとだめだと。急がなければならない。

平成24年の3月だけ。これ以降にやった工事に関しては今のところ延長しなければお金を出さないよというふうな話になっていますんで、それで、竹の内は幸い32億円一応引っかけてあるわけです。それで、まだまだ残りがあるよということなんだけれども、全国大会では産廃特措法の寿命延長の提案などもやってきました。それで、栗東と一緒に提案をしてきたということなんです、そういうことなんで、後ろに今のところ産廃特措法の期限が迫っているんで、本当はこの会も月に1回とか、月に1回というのは先生がかわいそうだけれども、本当はうんと急いで結論を出さなければならないんだろうなというふうに思っているわけです。その前にまず何でもないんだという部長からの釈明を聞かなければいいんですけれども。いや、部長、かわいそうですね。ろくでもない部下を持って。本当に。急いでいただくと。

それから、もう一つ、実は硫化水素の局舎なんです、あれをあそこに置くときは我々と相談しまして、今の竹の内対策室ではやりません。それで、いいところにあちこちに持っていきうよねというふうな、あそこに固定するというふうな話じゃなかったんです。我々は5カ所求めた。県の方は3カ所にまけて、ほかにあちこち持っていきよというふうなお話が出ていたわけです。それから30秒に1回ずつ吸うんだよというんだけれども、それは何cc吸っているのかなという疑問もありまして、幾らも吸わないんだったら問題ない。

それから、もう一つ思い出しました。硫化水素で大騒ぎしたときに実は夜と朝です、朝方がひどい。それで、日中は紫外線で溶けるんだよというようなアメリカのデータがありまして、だから、低気圧で冬ああいう環境になって、それで朝方あたりに家の中にこもるよというようなデータはもうそれも10年も前に反対の方で上げてあるわけです。そういうことがありまして、そんなことはもうみんな既にお忘れになったことなんだろうけれども、日中意味がないというふうなデータを見つけたことがあります。

須藤委員長 よろしいですか。

予定した時間を若干経過をしました。はい、どうぞ、澤野委員。

澤野委員 済みません、1点だけ。

ただいま職員の方に対して大変厳しい意見を佐藤委員の方から出ておりますが、大変少ない

人数の中で一生懸命やっていたというふうに私は思っております。本当に町の方でもいろいろな照会等もしておりますけれども、そういった点につきましては是非ご理解いただきたいと思っておりますし、それから、この取材は私も受けております。私の方は本当に1行、2行で表現されておりますが、非常に多くのことを取材を受けておりますし、当然こういったものについてはある一定の目的を持ってされているということもありますので、その辺につきましてはひとつご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

須藤委員長 ありがとうございます。

これは委員長としての責任は今日の今までの議論をまとめなくてはいけないわけですが、どうしても役所の手続からするとこれをまた次回に議論を延ばしましょうというわけにはいきません。そうしないと予算もつかなければ、物が動かない。でも、物を動かすことも基本であります。

そういう意味では、さっきのようなところの文章を直していただいて、私も危ないというふうに思います。皆さんのおっしゃることを聞いて。それから、私も自分の専門からしてこんなに20度も温度の差が地中で上がるなんて不思議ですよ。ということは、それが分解するときには硫化水素も出るでしょうし、メタンも出るでしょうし、窒素も出るでしょうし、さまざまな嫌気性ガスが出るだろうと思います。

そういうことを含めると、もう少しモニタリングの頻度を高めるとか、モニタリングの地点をふやすとか、あるいは手法を変えるとか、あるいは時刻を変えるとか、そういうことを含めて、さっきの1, 4 - ジオキサンのところだけではなくて、それから塩化ビニルモノマーというものをつけ加えるだけではなくて、表現としてはモニタリング実施上必要に応じて今のようなことを変更させて、柔軟性を持たせたモニタリングにするというようなことをつけ加えて答申しましょう。そうしないと、ここで1個1個今の佐藤委員のように穴をもう1回三つ掘りましょうとか、それはどこがいいなんてやっていたんでは、とてもじゃないけれどもそれこそ明日の朝までかかります。

それなんで、やはりこういうところの行政の文章はそれをできるようにしておくのが私は答申書だと思います。そういう意味で、さっきの答申のところの後ろのところにそれを書いてください。その上でこれをやりましょう。それをどうするかは、ここは地元のさっきの委員の人とか、それから専門家である藤巻先生や、あるいは井上先生や細見先生や、これで問題ないのかどうかというようなことも委員会がそんなに開けないんだったらちゃんと聞いてください。

それで、あなたも例えば地下水については風間先生の意見を聞きたいとか言われているんだから、その上で調査方法を考えましょう。全部で議論したらこれは何回やっても切りがないから。やはり、それぞれの専門があるんだから、そのことに応じて、今のようなことです。調査方法あるいは測定地点、それから時間、特に私も朝夕の方が出ると思いますし、低気圧が来ている方がガスがいっぱい出ると思います。高気圧で日が照っているときはガスが出ませんよね。

そういうことがあるんで、恐らくそういうことも含めるともうちょっときめ細かな柔軟性のあるモニタリングが必要であるということだけは認められると思うんです。ただし、それはそちらとして予算が必要だとか、いろいろありますから、みんなが言われるようにはできないことは承知している。承知しているんだけど、皆さんがそれを理解してどうしてもそれは無理だったというふうに言うのか、これが当たり前なんだと言われてしまうとさっきの佐藤委員のようになってしまうわけですから。

ということで、私の提案としてはそういうふうにして、ですから何も出ていなかったじゃなくて、顕著な有害物質の流出は当面認められていないというぐらいのところはいいと思うんだけど、今のようなことがあるのもっとモニタリング手法やいろいろなことについて検討をするという文章にして、それでこれをおしまいにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員 バイオの水くみがまだ終わっていません。延ばしてあるということなんで。この後に今度の。それで、荒川の2カ所だけじゃなくて、今ずっと鈴木が言っていたように、公共水域の視点の水を足してくださいというような話が出ていますので、公共水域の視点というふうなものを委員長権限で一つ足していただければと思いました。公共水域の視点、源流です。そこからもくんで、それもやるよというふうな。

須藤委員長 それは今のに入っていないのか。まあ、いいのか。

要するにバイオモニタリングの手法についても今の中に入りますので、ここでどこの地点をとるとか、どこの水を濃縮するとか、これをやっていたんではこれも切りがないんで。何か一言、二言ありますか。後ろの方におられる研究所のバイオモニタリングの専門の方。なければ結構です。特にないですか。いいですか。

それでは、時間も来ているから。ありますか。どうぞ。

県保健環境センター 今の現況のところでは一定の、多分先ほどのモニタリングの件ですけれども、まず日程としては11月16日に実施するというところで計画して、

須藤委員長 しているんですね。

佐藤委員 おいでになっていなかったけれども、副所長がおいでになったときは2カ所というふうな決め方をしていたと思うんだけど、その後に鈴木の方からもう1カ所足してよというふうな話が出ていましたので、それは聞いていないんですね。それで、それは竹の内対策室がセンターに伝えていなかったから2カ所でくんだと思うんです。それで、3カ所というふうな今お話をしていた。

須藤委員長 わかりました。それでは、とりあえずもう一つ報告。どうぞ。

県保健環境センター（小山部長） あともう一つだけ。あと、バイオモニタリング、このAOD試験の試験方法についてなんですけれども、これについても公共用水域としての一応河川の生物の生息環境としての条件を調べるということで、いわゆる排水そのものを調べるというもとの試験法ではないということです。それは前にも説明していますので。

佐藤委員 だから、今言ったのは公共水域の一番頂上で1カ所やってよというような話。ここに公共水域が入ったのはそういう意味です。ここから公共水域が始まるんだよということで。

鈴木 現在、今のに説明すれば、同じことですが、公共水域としても結局処分場から出た時点からもう使われているんだから。田んぼにちゃんと使われている。これは公共水域になっています。ですから、そこもやはりやってくださいということです。それは言っていることに。

あともう一つ、処分場から出た水を例えば小魚が食べた、次に大魚が食ったということで、それを人間が食うという、そういうことになるわけだから、だからそれは公共水域になるわけです。つまり処分場を出た時点で。

以上です。

須藤委員長 わかりました。

それでは、とにかくそういう手法については今のように一つ一ついくとまた今のようにどんどん細かい議論になってしまうから、今のようなことをそれぞれの専門家のところと相談して、必要に応じてそれをつけ加えるということにしておけば答申ができると思いますので、文章についてはあなたと私で皆さんの合意を得るようにして、皆さんに後で見ていただくということにしましょう。

佐藤委員 信用できないというふうなことがありますて、我々の方で銅板ぶら下げましょうと、それをこのとおり銅板をずっとぶら下げたんだけど、このとおり変わりましたとか変わりませんかとかというのは委員長の方に今度この次にご報告できるようなことで、銅板の試験を守る会が主体となってやるということを経理長からこっちの方に。銅板をだっと並べようと

ということなんです。それをお認めください。

須藤委員長 それは当然そちらで自由におやりくださるんですから、私どもとしてはそれは是非データとしてくださいと。

佐藤委員 いや、委員長から対策室にやれよというようなお話を。

須藤委員長 いや、やれよと言っているんじゃないくて、やってくださいと言っているんですから、それは同じでしょう。やれよりはやってくださいと丁寧に言っているんですから。それでは、あと地下水の方を簡単に。質問、先生、どうぞ。

井上委員 意見なんですけれども、今いろいろ調査をふやしていこうというようなお話で、それは必要なことだと思うんですけれども、予算の関係もあるんで、ちょっとモニタリングの今まで決めた項目も若干例えば回数を減らすとか、具体的なところは、やはりバックグラウンドで出ていないところは少し地点を減らすとか、あるいはもう基準の4けたも下がずっと続いているものは思いきってもうやめるとか、ちょっとそういうところも後で検討していただくと多少動きやすくなるんじゃないかなと思いますので、

須藤委員長 そういうふうに柔軟性を持たせるということです。

井上委員 多分その柔軟性の中にそういうことをちょっと入れていただければよろしいのかなと思います。

須藤委員長 結構です。ありがとうございます。

藤巻委員 大分時間がないところ申しわけありません。

先ほど佐藤委員の方からボーリングのコアを捨ててしまった云々かんぬんというお話と、それから、ずっと下の方まで温度が上がっているけれどもという話がありましたけれども、多分これはボーリングをして調査をした温度をはかったその業者の人はどういう判断基準でここまでしかはからなかったかということをやっと一言この文章に加えておいていただくと、後々混乱が残らないと思います。

というのは、あそこは何十メートルか掘りますと非常に透水係数も低い、それ以上下には水が行かないというところがあるんです。そこから先に抜いてはまずいんです。それはもう天然の最もいい遮水壁ですから。そこを抜いてしまうとその下に行ってしまうんです。それはもっと困ったことになりますから、それは是非抜かないでいただきたい。そのためにもどういう判断基準をもってここは何メートルであった、または、ここまで行ったら何とかかんとか砂岩というものが出てきた形で、もう透水係数は低かったからやめたと、何でも結構ですから、そういう事情をやっと一言書いておいていただけると安心だと思います。

須藤委員長 それでは、今のようなことで修正をお願いをするということで。

## (2) 報告事項

地下水水位の変動に関する調査について

須藤委員長 最後の報告事項の。それはちょっともう時間が来てしまっているから、読んでいただければいいんじゃないんで、何が書いてあるかぐらい言っていただかないと。では、大内室長、どうぞ。

事務局（大内室長） それでは、報告事項を手短に説明させていただきます。

雨水浸透防止対策工事は処分場の覆土や排水溝を整備して雨水を排水し、処分場の表面から地下への雨水浸透を抑制することで降水時の地下水の急上昇を抑え、廃棄物層で発生した硫化水素等のガスが地下の水位の上昇により地表に噴出することを低減することを目的としていたところでございます。したがって、地下水の変動が対策工事前後にどの程度変化したのかを調査したところでございます。

まず調査方法ですが、2ページをごらんください。

この図は調査地点を示しておりますが、対策工事前後において同一地点で地下水を連続測定しているNo. 3、それからH17-15、それから、同一地点ではないものの隣接地で地下水を連続測定していますNo. 2とH6-10、それからNo. 6とH16-11のこれらを調査対象として雨水とそれぞれの地下水の関係を調査しました。

3ページをごらんください。

こちらに各調査地点での地下水と降雨の状況を示したグラフでございます。グラフの中で緑色で対策工事期間を示していますが、この前後の地下水の変動幅を比較しますと、対策後の地下水の変動幅はいずれの地点も対策工事前の変動幅より小さく推移しております。

次に、4ページをごらんください。

こちらは対策工事前後における日降水量と日平均地下水水位の関係を示したグラフです。対策工事前の分布範囲を赤い線、それから対策工事後の分布範囲を青い線で示しておりますが、この分布範囲について前後を比較しますと、いずれの地点も分布範囲が対策工事前よりも小さくなっていったことから、対策後の地下水水位の変動幅は小さくなったと推定されました。また、対策工事前後において同一地点で地下水水位を連続測定しているNo. 3とH17-15、こちらでは日降水量に対する日平均地下水水位が低くなっております。

再度1ページ目をごらんください。

まとめを1ページの下段に掲載しておりますが、調査の結果、対策工事後の地下水位の変動幅が対策工事前の変動幅よりも小さく推移していることから、処分場の覆土や排水溝を整備した対策工事により処分場の表面から地下へ雨水浸透が抑制される効果が見られました。しかし、今回の調査した対策工事後のデータの期間が約6カ月と短いことから、今後ともモニタリングを継続して地下水位の変動を継続的に監視していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

須藤委員長 ありがとうございます。

またこれも議論を始めるとあるんですが、風間先生がご専門家なんで、この最後の考察の部分で何かもし一言か二言、このデータでこのぐらいのことはいいよということであればそうだし、もうちょっと書きかえた方がいいというならそう言ってくだされば結構です。

風間委員 地形とか谷の透水係数だとか、いろいろ作用する要因がありますので、もう少し詳しく分析したいと思います。

須藤委員長 先生が少し見てくださるんですね。

風間委員 はい。

須藤委員長 ということで、この考察ではあれなんで、先生がご専門かとしてちゃんとコメントして下さるといふことにしてきょうはとどめておきましょう。ご協力くださるといふことのでございましたので、そういうことで。

佐藤委員 今聞いていたら6カ月だけのデータだというんだけど、青い方は6カ月だけのデータで小さな丸ができたんです。それで、赤い方はどのぐらいの長さなんですか。

須藤委員長 これも質問だから、はい。

佐藤委員 2年なのか5年なのかという。ざっとでいいから。

事務局(大内室長) 3ページにありますとおりの、そこにグラフがある範囲の期間でございます。3ページにグラフがございますけれども、この数字をそのまま。

佐藤委員 こういうようなものは出さない方がいいね。だめです。連続データはここしかないんです。何だって、だからゼロを出したがつているんじゃないかと言われるんです。

須藤委員長 とりあえず、いろいろまだご意見あるでしょうが、20分も時間を経過してしまいましたので、先ほど言ったような趣旨で答申にして、とりあえずきょうのところはまとめていきたいと思っております。それから、文章については修正をした上で委員の先生方に一度確認をいただくということにしたいと思います。



では、どうもありがとうございました。

#### 4 閉 会

司会 長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして第7回評価委員会を閉会いたします。ありがとうございました。